

不正な取引に関与した業者への処分方針

2016年3月14日 学校法人活水学院 常任理事会決定

この方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正)、並びに公正な研究活動の推進に向けた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)にもとづき、不正な対応を行った取引業者に対する処分方針を定めることを目的とする。

不正な取引に関与した業者への処分は、以下の事項を勘案し、取引内容に応じて研究管理最高責任者である学長が決定する。

1. 業者が主たる当事者として、意図的に不正な取引を主導した事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、行われた事象の程度、組織としての関与の度合いを勘案し、1年以上の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。
2. 研究者が主たる当事者として意図的に不正な取引を主導し、業者がそれに加担した等の事実が判明した場合には、不正に支出された当該研究費の返還を求めるとともに、その内容に応じ、1年以下の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止が本学の教育研究活動に著しく影響する場合には、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。
3. 不正な取引に関与した当事者(業者)が自主的に名乗り出、調査に協力した場合においては、その内容を勘案し、処分内容を決定する場合がある。
4. 本学の研究者、業者が共謀し、主たる当事者の認定が困難な場合には、両者が主たる当事者であるとみなすものとする。

附 則

この処分方針は、2016年3月14日から施行する。